

# 生涯教育推進とその方策

## ー リカレント教育の考え方 ー

足利市教育委員会・社会教育課 清水 邦 康

### 序 論

生涯教育論の高まりと、その研究は、すでに多くの年月を経過し、現在、その推進についての具体的とりくみが、民間、行政ともにすすめられている。

足利市においては、全国でも初めてといわれる、生涯教育推進をめざした「教育目標」の設定がなされ、今や、その具現化に向けて大きな、着実な歩みを踏み出した。

昭和55年7月に、文部省では、20年後のわが国における生涯教育における具体的状況はどうなっているか、という調査（生涯教育に関するデルファイ調査…中間報告）報告を発表したが、その報告のうち興味深いものとして、勤労者の教育機会拡充の具体例、「有給教育休暇の拡大」「大学学部の人に対する開放」についてあげていることは、わが国における「リカレント教育」の具体化に向けての教育制度上の胎動と考えられる。この「リカレント教育」の考え方については、すでに多くの方々をご存知であると思われるが、最近入手した研究レポート、「生涯教育の現状と課題」（総合研究開発機構・編）のなかに、OECD（経済協力開発機構）における勤労者の教育機会拡充としての「リカレント教育」へのとりくみが書かれてあるので、その内容紹介（部分的引用も含め）と、若干の私見を述べさせていただきたい。

### 〔OECDとリカレント教育〕

OECDという政策志向の国際機関が、UNESCOの生涯教育理念の提唱をうけて、リカレント教育の構想を打ち出したわけであるが、その意義深さは、UNESCOとちがって、OECDはその理念を政策までおろし、具体的なとりくみをすすめていることにある。

UNESCOは実施機関でないから、その提唱理念の具現化は、各国レベルで統一されてすすめられるわけでないが、OECDは多分に政治的背景を要素として含んでいるため、具現化へは、より近い道がとれるということになる。

### 1. リカレント教育論の出現

リカレント教育（recurrent education）という用語が、初めてOECDの刊行物にあらわれたのは、1970年であった。

※報告書「平等な教育機会」…この報告書がOECDによる1970年代の教育政策をめぐる提言の最初である。

この報告書では、義務教育後の教育政策として、リカレント教育を提唱している。つまり、成人して後の人びとで学習意欲をもつ人びとへの教育機会の提供がはかられる必要がある、との認識

に立つて、成人に教育の「第2の機会」を与えるべきである。という、いわば教育機会の均等化を推進するための政策的手段として登場してきたのである。

## 2. リカレント教育の発想

(リカレント教育とは何か)

1970年のOECD前述報告書では、リカレント教育の概念は厳密には定義されていなかった。

例えば、「教育機会を個人のライフ・パターン全体に分散させる」「教育の一部をより成熟した年齢まで延期する」「16年間の教育を6歳～30歳あるいは40歳という、人生のより長い期間に分散させる」などと述べられているにすぎない。しかし、リカレント(recurrent)の意味が、くり返し、回帰、循環などの意味があるので、リカレント教育とは、学校教育を終り、労働や社会生活に入った成人に対し、再び学校にもどって教育をうける機会をつくり出すことをめざしていることは、明らかである。

さて、ここで問題となるのは、従来からの社会教育における成人教育(adult education)とのちがいである。その点につき、報告書では次のように相違点をあげていた。

成人教育……イン・フォーマル(非制度的)、パート・タイムの多様な教育機会の提供  
リカレント教育……フォーマル、フル・タイム、正規の学校教育を成人に与えることをめざす。

※つまり、成人教育は、現在の学校教育の制度的改革とは関係ないが、リカレント教育は、「現在の教育の制度的、方法的構造を根本的に改造することをめざすものである。

## 3. リカレント教育の概念

1973年、OECD報告書「リカレント教育 生涯学習のための戦略」では、リカレント教育の概念が明らかになってきた。

この報告書では、現代社会における教育の危機的側面として、「教育システムの無限拡大と教育年限の無限延長」をあげ、その打開策として、リカレント教育の概念を定めた。

以下は、その概念規定である。

リカレント教育は、義務教育あるいは基礎教育後のすべての教育を対象とする包括的な教育戦略である。その特徴は、教育を個人の全生涯にわたり、リカレントに、すなわち労働をはじめ、余暇、引退などの他の諸活動と交互に行う形で、分散させることにある。

こうしたリカレント教育の定義には、2つの重要な要素がふくまれている。

① それは、現行の教育システムにとってかわる新しい教育戦略を提供するものである。現行のシステムのもとでは、正規のフルタイムの教育がすべて若者に、つまり6、7歳から実生活に入るまでの時期に限られているのに対して、リカレント教育は義務教育後を教育を、個人の全生涯にわたって広げることを提案する。その意味で、リカレント教育は生涯学習の原則をうけ入れるものである。

② それは、人びとの生涯学習を組織化してゆくための枠組みを提案するものである。なぜなら、リカレント教育は、構造化された学習の場としての教育と、社会の他の諸活動との効率的な相互

交流と循環を意味しているからである。

リカレント教育システムは、教育・労働・引退が多種の順序で組み合わせられる。新しいライフ・パターンの実現をめざしているわけであるが、それは、伝統的な教育システム、すなわち、教育……労働……引退という順序で人びとのライフ・パターンが形成されてきたことへの、アンチ・テーゼとして存在している。そして、リカレント教育は、次の3つの教育体制の統合をめざしているともいえる。

- (1) 義務教育後の学校教育
- (2) 民間企業を中心とした企業内教育
- (3) 教養や一般教育中心の多様な成人教育

OECDのリカレント教育構想は、教育の危機打開が中心となっているが、OECDの性格から「経済」協力開発機構であるために、その構想が認知・支持され具現化されるためには、教育外効用もあわせてもたねばならない。

リカレント教育の教育外的効用

- ① かくれた人的資源の再開発と活用（未開発の人的能力の開発・活用）
- ② 職業構造の変化、知識技術のレベルアップ要求に応じて、再教育の機会を提供することによる、労働力の流動的配分の可能性
- ③ 現代社会における教育の価値体系と、社会の価値体系のギャップが広がりつつある。教育年限がのびるほど若者が実社会にでてから感じる価値体系のちがいが大きくなる。労働と教育との交流が目的となるリカレント教育では、そのギャップを縮めることによって、社会の安定化を助ける。
- ④ 高等教育機関への進学競争を軽くすることができることにより、高学歴失業者問題を緩和できる。

#### 4. リカレント教育と労働

リカレント教育の教育外的効用は、リカレント教育の問題が、労働力の需給をめぐる経済戦力であることも示している。もともと、リカレント教育が教育と労働の相互流動をめざしているのだから、労働政策と深くかかわりあっている。

1973年の報告書で、「教育休暇」や労働市場を問題としているのは、そのような背景である。教育が「労働の人間化」のための主要な手段であり、人びとに、教育…労働…引退というライフサイクルの構成要素を、自らの必要に応じて組みかえる自由を保障すべきであるならば、労働の世界にある人びとに、そのような選択をする自由を権利として認めていかなければならない。

以上のような意味から「有給教育休暇」の構想がクローズアップされてくるのである。

(paid educational leave)

労働者が、リカレント教育の機会にあづかるには、一定の休暇が必要となってくる。現在でも、

夜間、あるいは離職して学校に戻ることができる。しかしながら、リカレント教育の機会提供が労働人口の多くの部分にむけられるとするならば、その教育をうける機会が権利として保障されねばならない。1973年のOECD報告書(前述)では、この問題について次のように指摘している。「リカレント教育構想による教育をうけるための休暇をとる権利を法律によって保障するか、あるいは労働協約の一部に組みこむ必要がある。」

つまり「有給教育休暇」は、リカレント教育のための必要条件なのである。

教育休暇の構想は、すでに1960年代中頃より国際労働会議(International Labour Conference)などで労働組合の側から提起されていたが、1974年には、ILO(国際労働機構)総会において、「有給教育休暇」に対する条約と勧告が採択された。

(採択……賛成な政府代表 43/45, 雇用者側 11/22, 労働者側 23/23)

## ※ 条約の概要

### [前文]

「すべてのものが教育をうける権利をもつ」……人権に関する世界宣言26条をうけて、これまで確立されてきた労働者の労働時間内の学習に関する諸権利をふまえ、社会や経済、技術の絶え間ない変化に対応するための教育訓練の必要にかんがみ、また労働者の真の必要をみとすために、「有給教育休暇」を提唱する。

### [本文]

#### 第1条……有給教育休暇の定義

労働時間中、一定期間、教育を目的に労働者に認められる休暇で、十分な財政的保障をとるものとする。

#### 第2条……労働者のうける教育はどのようなレベル、形態であってもよい。

#### 第3条……目標

- ① 技術や経済、社会構造の変化に対応し、労働者が新しい知識、技術を身につけ雇用や職業上の安定を確保できるようにする。
- ② 労働者や労働者の代表が、地域社会の諸活動に積極的に参加するのを助ける。
- ③ 労働者の人間的、社会的、文化的成長をはかる。
- ④ 現代社会のさまざまな要請に適応していくのに必要な教育訓練を奨励することにある。

⋮

その他、「教育休暇」のねらいや方策につき、条約でうたわれている。そしてOECD加盟の西ヨーロッパの多くの国で批准され、労働者の権利として保障されはじめている。

リカレント教育は、以上のようにして、労働のサイドからも、制度的な支持をとりつけることになったのである。

リカレント教育の構想にもとづいた「有給教育休暇」について、最も早くからとりくんでいるのは、西ドイツである。西ドイツでは、すでに第一次大戦後から、義務教育後の職業教育が制度的に

確立しており、労働そして教育という循環が専門教育を受けるという形で行われている。いわば、OECDのリカレント教育構想は、西ドイツの教育制度のみなおしから、出発されたともいわれている。

## む す び

文部省の調査報告…20年後の生涯教育予測…のなかにあらわれた「有給教育休暇」制度につき勤労者の教育機会拡大の流れの一つの部分としての、リカレント教育についてのアプローチを試みてみた。わが国のように高等教育機関が非常に発達し、制度的にも確立されているなかで、リカレント教育の構想が、現実的なものとなる場合には、大学、大学院の労働者に向けての動きが、どのような形をとるかが大きなポイントとして考えられてくる。すでに、いくつかの大学においては、勤労者向け開放講座、研究機関への受け入れ等が積極的にすすめられているほか、放送大学なども現実化している。また、多くの高等学校では、開放講座も設けられており、生涯教育の推進は、着実に具体化されているといえる。さらに、文部省が、「有給教育休暇」制度についての動きを示しはじめたことは、今後のわが国の教育制度の改革にも関連し、注目したいことである。

本稿の意図は、生涯教育の推進のための、一つの方策として、特に勤労者の教育機会拡充のなかでの、リカレント教育構想について、さらにその制度的保障としての「教育休暇」制度の基本的事項の理解を試みることにある。生涯教育は、教育が、適当な時期に、場所で、どのような場合に、という、教育のTPOシステムの統合化による、人間一生の教育のトータルを高めることにあるといえるだろう。リカレント教育についての考え方は、そのシステムの一つである。

以 上

## 〔参考・引用文献〕

- 生涯教育の現状と課題 — OECDの教育政策研究 —  
1979. 10. 総合研究開発機構 編
- 生涯教育 森 隆夫 著 日経新書
- Towards life long education : a new role for higher  
education institutions  
UMESCO pub.